

定められた命令等及び根拠法令条項一覧

【意見公募対象一覧】

定められた命令等の題名	根拠法令条項	命令等
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第85号） ・電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）の 4 省令を改正。	電波法（昭和25年法律第131号）	別紙 2
(2) 無線局の免許記録等の閲覧に係る通知事項を定める省令（令和 7 年総務省令第86号）	電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第27号）附則第 3 条第 3 項、附則第 4 条第 3 項	別紙 3
(3) 登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件（令和 7 年総務省告示第279号） ・平成19年総務省告示第58号（登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）を廃止。	電波法（昭和25年法律第131号）第24条の12第 2 項において準用する同法第24条の 8 第 1 項	別紙 4－1
(4) 船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件（平成 4 年郵政省告示第61号）の一部を改正する件（令和 7 年総務省告示第280号）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第28条の 5 第 4 項	別紙 4－2
(5) 電波法施行規則の規定により無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を定める件（令和 7 年総務省告示第281号） ・平成21年総務省告示第566号（電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件）を廃止。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条第 6 項	別紙 4－3
(6) 電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件（令和 7 年総務省告示第282号） ・平成21年総務省告示第323号（電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件）を廃止。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条第 7 項（第45条の 3 第 4 項において準用する場合を含む。）	別紙 4－4

(7)	電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件（昭和35年郵政省告示第1017号）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第283号）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条の3第1項及び第5項	別紙 4－5
(8)	電波法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件（令和7年総務省告示第284号） ・平成21年総務省告示第325号（電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件）を廃止。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第54条第1項 ※	別紙 4－6
(9)	無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件（昭和36年郵政省告示第199号）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第285号）	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第15条の5第1項第3号	別紙 4－7
(10)	電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線設備の機能試験の方法を定める件（平成4年郵政省告示第129号）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第286号）	無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第6条第2項	別紙 4－8
(11)	登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第278号）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第287号）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第17条	別紙 4－9
(12)	登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第279号）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第288号）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第20条及び別表第7号第3の3(2)	別紙 4－10
(13)	無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成5年郵政省告示第553号）の一部を改正する件（令和7年総務省告示第289号）	無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第21条第1項第6号	別紙 4－11
(14)	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（令和7年総務省訓令第49号）	電波法（昭和25年法律第131号） 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項	別紙5

※の根拠法令条項の条項は、(1)の改正案の条項です。